

ワゴンショップ出店規定

I. 出店申込みと手続き

1. 募集形態

無償貸与されるワゴンでの雑貨・小物・手作り工芸品等の販売を原則とします。

2. 申込み受付開始時期と時間

(1) 申込みは出店希望日の2ヶ月前から、ショッピングセンター（以下「SC」とします。）管理会社で受け付けます。

(2) 出店希望の方は、あらかじめSC管理会社まで電話連絡願います（下記参照）。可能なSC・場所を提案いたします。

3. 出店申込み受付

(1) 「ワゴンショップ出店申込書」に必要事項を記入のうえ、会社経歴書（法人のみ）又は営業パンフレット、商品資料等を添付し、SC管理会社まで提出（持参・郵送・FAX・Eメール）をいただいた上でお申込みとなります。原則として面談の上申込み内容を確認させていただきます。

(2) 食品は、製造許可を得た上で容器包装して製造されたものに限り、ワゴンでの加工・調理・小分けはできません。自ら製造した場合、申込時に「許可証」等の写しを提出いただきます。また千葉市へ食品取扱届が必要な場合があります。

(3) SC管理会社が既存テナント商品との重複等を判断するので、申込前に取扱い予定商品について協議することをお勧めします。

(4) 申込書類は返却いたしませんのでご了承ください。

(5) 申込書の提出後、原則6営業日以内に出店の可否を連絡します。

(6) 開始日の3日前までに、出店料をSC管理会社指定の銀行口座にお振込みでお支払いください。振込みに係る手数料等は出店者が負担してください。

II. 出店管理規定

1. 出店期間、営業時間、出店場所

(1) 出店期間は、SC営業期間とします。年末年始は相談が必要です。

(2) 営業可能時間は、午前9時～午後7時半。商品の搬入出を含み3時間以上の営業を要します。

(3) 出店場所は、共用通路内、SC管理会社の指定する場所とします。

2. 出店料（別途消費税）（ワゴン1台出店の場合、その他相談）

月1,500円、週500円、日200円

※ワゴンサイズは2種類です。現状を確認の上お申込みください。SCの電気の利用はできません。

※ワゴン・テーブル等什器の持ち込みはできません。

3. 売上げ報告 出店期間中の売上げ・客数を記録し、所定の売上報告書を出店終了日にご提出いただきます。

4. 解約等の制限 申込者の都合による出店前・出店中の解約又は下記5に基づく中止があっても出店料の返還・精算はいたしません。

5. 申込み・使用の制限

以下の項目に該当する場合は、出店承認いたしません。また承認後であっても承認を取り消し、直ちに中止していただきます。

- (1) 出店により、他のテナント及び周辺に混乱又は危険が予想される場合
- (2) 公の秩序・風俗を乱すおそれがあると認められた場合
- (3) 宗教活動・政治活動を助ける商品を提供する場合
- (4) 裸火を使用する場合
- (5) S C管理会社の許可なく、出店の権利を他に譲渡・転貸する場合
- (6) 申込書等の記載事項に虚偽・誤りがあった場合
- (7) 規定の条項に反し、S C管理会社の要求にも関わらず、これに従わない場合
- (8) 関係諸官庁から中止命令・指導が出た場合
- (9) 商標等知的所有権を侵害する又はそのおそれのある商品、危険物等の展示及び販売をする場合
- (10) S C内のテナントの商品と同じ又は類似するものを販売する場合
- (11) 出店者が暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（いわゆる反社会的勢力）である場合
- (12) 製造業許可を得て製造された食品ではないものを販売する場合

6. 出店時の注意事項

- (1) 看板、ポスター、チラシ等の掲示は、あらかじめS C管理会社の承認を必要とし、所定の場所以外への掲示は禁止します。また、終了後は速やかに撤去してください。
- (2) 持ち込み商品等について盗難、破損、滅失等が生じても、S C管理会社は一切責任を負いません。
- (3) 商品の売上金は、出店者の責任において管理してください。
- (4) 商品、特に食品は容器包装への適正表示を出店者の責任で行うことが必要です。販売時、店舗名称・連絡先がわかるレシートをお客様へ渡してください。
- (5) 商品に係るお客様からの苦情、返品、瑕疵等については出店者の責任において速やかに対処してください。S C管理会社は一切責任を負いません。
- (6) 複数日程で開催する場合、商品等の保管場所はありませんので、日毎に商品等を搬出入してください。但しS C管理会社が許可する場合は、指定場所に出店者の責任において移動・保管することができます。
- (7) 騒音・振動・臭気・火災・爆発その他危険を生じるおそれのあるものの持ち込みは禁止します。
- (8) ワゴンの設置・返却は出店者が行ってください。ワゴンの倒壊を防ぐため、重り等を必ず設置してください。当初の期間経過後も返却しない場合は損害金をいただきます。
- (9) 出店により発生したゴミは、出店者がすべて持ち帰りください。
- (10) その他、出店に際しては、S C運営会社の指示に従ってください。

<連絡先>

株式会社千葉経済開発公社 〒261-0004 千葉市美浜区高洲2-3-14

電話 043-245-1003 F A X 043-245-1007

担当：事業部 「ワゴンショップ」係